

こども未来局人材育成推進委員会設置要綱

平成 28 年 4 月 1 日
28 川こ庶第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、こども未来局職員が自発的に人材育成・能力開発に努めるよう、局内職員の意見を広く採り入れ、局として総合的な人材育成推進体制を整備するため、こども未来局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、及び検討するものとする。

- (1) 職員自らが積極的に育成・能力開発を行うための職場環境づくりに関すること
- (2) 局の研修計画及び研修の効果に関すること
- (3) 心身ともに健康であるための職場環境づくりに関すること
- (4) 職員を育成し、及び職場を活性化させるための人事異動のあり方に関すること
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、人材育成推進に関すること

(組織等)

第 3 条 委員会は、こども未来局長が指名する委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、総務部長とし、副委員長は、総務部庶務課長とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。